

【再評価理由】③

(事業再評価を実施した年度(※)から5年目の年度において、なお未着工または継続中の事業)

(※)都市計画変更を実施した年度と読み替える

【再評価回数】3回目

【前回実施年度】平成28年度

【都市計画決定変更】平成30年度（公園、街路）

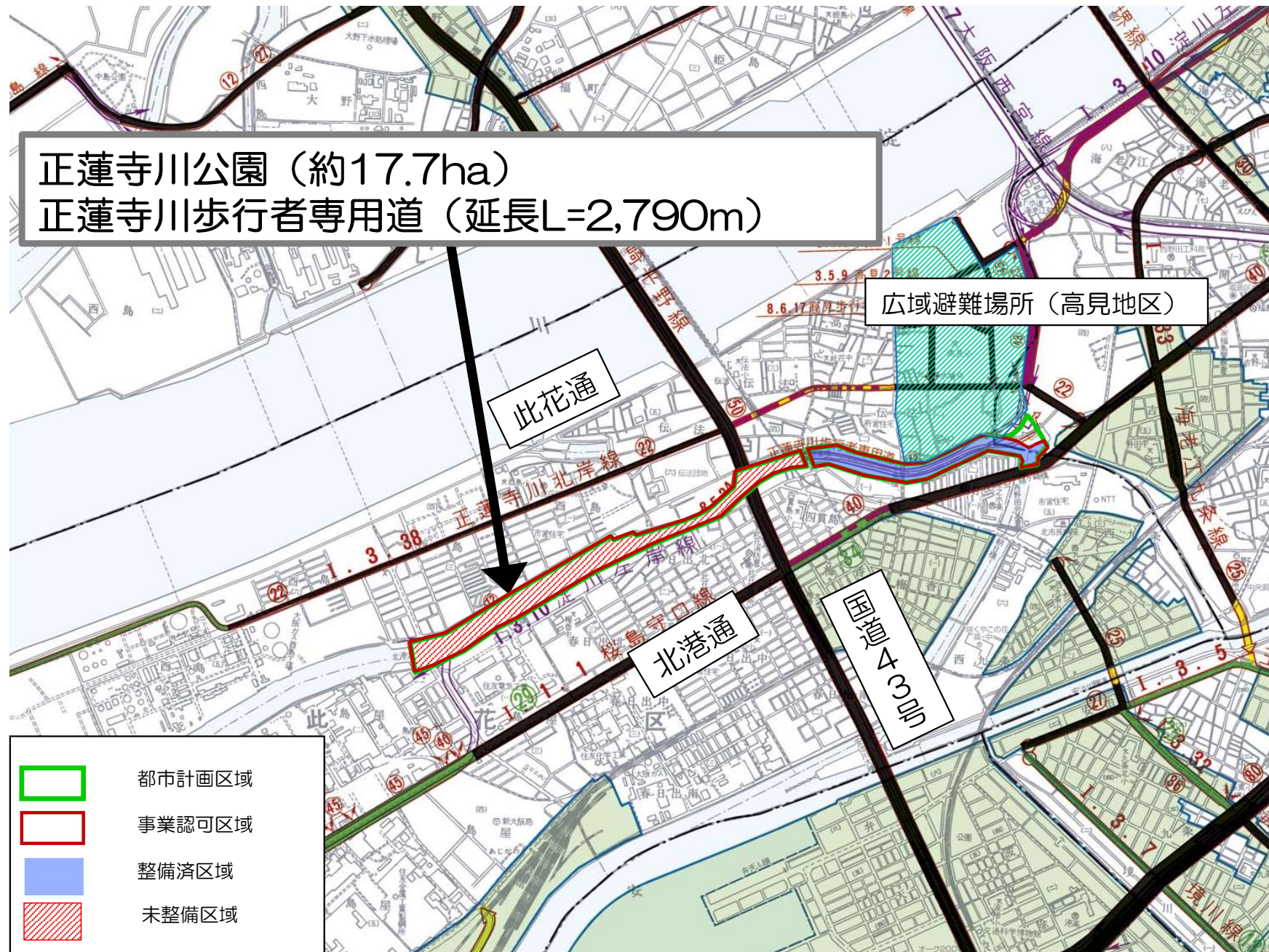
【事業種別】 公園整備事業 / 街路事業

【事業名】 正蓮寺川公園整備事業 正蓮寺川歩行者専用道整備事業

令和5年12月

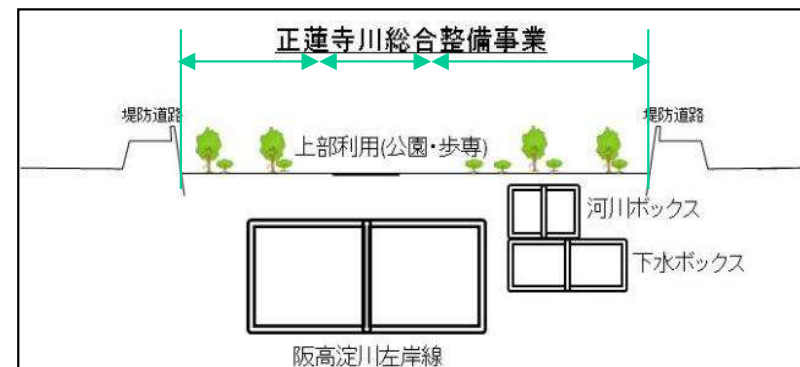
大阪市 建設局

位置図



位置図

事業面積：17.7ha



1 事業目的

【事業目的】

本事業は、正蓮寺川総合整備事業（河川区域内での阪神高速淀川左岸線の整備に併せて、河川機能を確保するとともに環境整備を行うことを目的としたもの）の一環として、正蓮寺川を全面蓋掛けした上面を有効利用し、公園と歩行者専用道の整備を一体的に実施するものである。

大阪市此花区の正蓮寺川周辺においては、国道43号と河川により地域が分断されており、安全で快適な日常生活を送るために必要不可欠である緑地やアメニティー性の高いオープンスペースが不足している。そのため、六軒家川との分岐付近から北港大橋下流部までの河川区域を公園として整備するとともに、歩行者ネットワーク形成に資する歩行者専用道を整備する。

【上位計画等における位置付け】

◆正蓮寺川公園事業の位置付け

【新・大阪市緑の基本計画】平成25年策定

基本方針①（だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの基盤”を構築する）において、「災害に強い都市空間の創出」、「人と自然が共生する都市環境の創出」に位置付けられている。

基本方針②（みどりを市内及び周辺につなげていく”みどりのネットワーク”を構築する）において、「みちみどりのネットワークの形成」に位置づけられている。

【大阪市地域防災計画】平成27年策定

大阪市地域防災アクションプランVer.2.1(令和4年6月最新)

一時避難場所として指定されており、地域防災アクションプランNo.12において「避難施設の確保及び防災空間の整備」に位置づけられている。

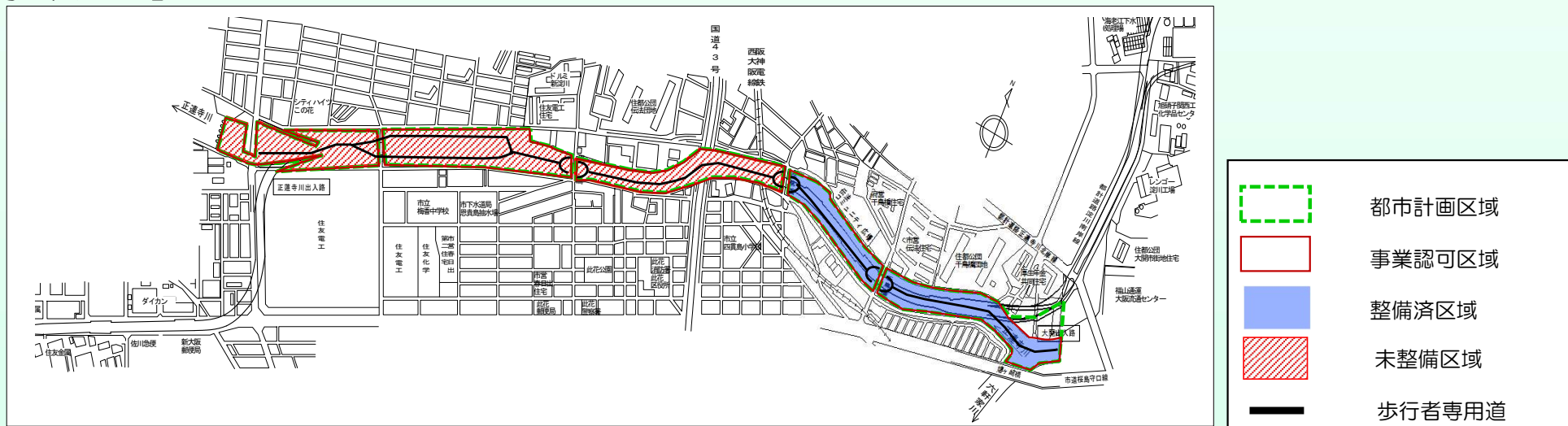
◆正蓮寺川歩行者専用道事業の位置付け

【都市計画道路の整備プログラム】平成28年策定（令和4年度3月 中間見直し）

令和3年度に中間見直しを行った「都市計画道路の整備プログラム」において、令和8年度から令和12年度までの間に完成することとし、公園事業と一体的に取り組む路線として位置づけられている。

2 事業内容

【事業内容】



<公園事業概要>

- ・都市計画面積 18.3ha
- ・都市計画年月日 平成30年4月6日（当初昭和61年）
- ・事業認可面積 17.7ha
- ・事業期間 平成19年度～令和12年度（予定）

<街路事業概要>

- ・都市計画延長 2,790m
- ・都市計画年月日 平成30年4月6日（当初昭和61年）
- ・事業認可面積 2,790m
- ・事業期間 平成15年度～令和12年度（予定）



2 事業内容

令和5年12月時点

		公園整備事業	歩行者専用道整備事業
規模		都市計画決定面積：18.3ha 事業認可面積：17.7ha 開設面積：6.05ha	都市計画決定延長：2,790m 事業認可延長：2,790m 供用延長：956m
経緯		昭和61年度 都市計画決定（12.7ha） 平成14年度 都市計画決定変更（18.8ha）、 事業採択年度 平成19年度 事業認可決定（16.5ha） 平成28年度 供用開始（開設面積1.43ha） 平成30年度 都市計画決定変更（18.3ha） 平成31年度 事業認可変更（17.7ha） 令和 4年度末現在 開設面積（6.05ha）	昭和61年度 都市計画決定 平成14年度 都市計画決定変更 （幅員12m、延長2,600m） 平成15年度 事業採択年度、事業認可決定 平成28年度 供用開始（供用延長230m） 平成30年度 都市計画決定変更（2,790m） 平成31年度 事業認可変更（2,790m） 令和 4年度末現在 供用延長（956m）
事業費		7,127百万円	2,248百万円
進捗 状況 (R5.12時点)	事業 規模	34.1%（6.05ha/17.7ha）	34.2%（956m/2,790m）
	事業費	38.9% （2,778百万円/7,127百万円）	70.3% （1,581百万円/2,248百万円）

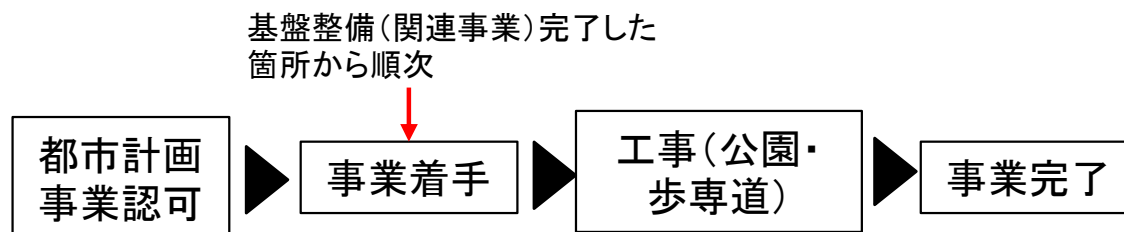
※各事業費には、盛り土にかかる基盤整備費を含む

2 事業内容

	公園整備事業	歩行者専用道整備事業
事業手法	都市計画事業として事業着手	
	正蓮寺川を覆蓋化し、地下部分に河川ボックス、下水ボックス、高速道路（阪神高速淀川左岸線）を整備し、その上部空間を利用して、公園と歩行者専用道を整備	
	上部を公園として整備（芝生広場、多目的広場、遊具エリア、健康遊具エリアなど）（P5,12参照）	公園の園路との兼用工作物として歩行者専用道を整備（幅員12m）（P5,12参照）
財源等	国費（交付金）が50%、市費が50%（市費の90%が地方債、残る10%が税等）で構成	国費（交付金）が50%、市費が50%（市費の90%が地方債、残る10%が税等）で構成

◆事業の流れ

（公園整備事業・歩行者専用道整備事業）



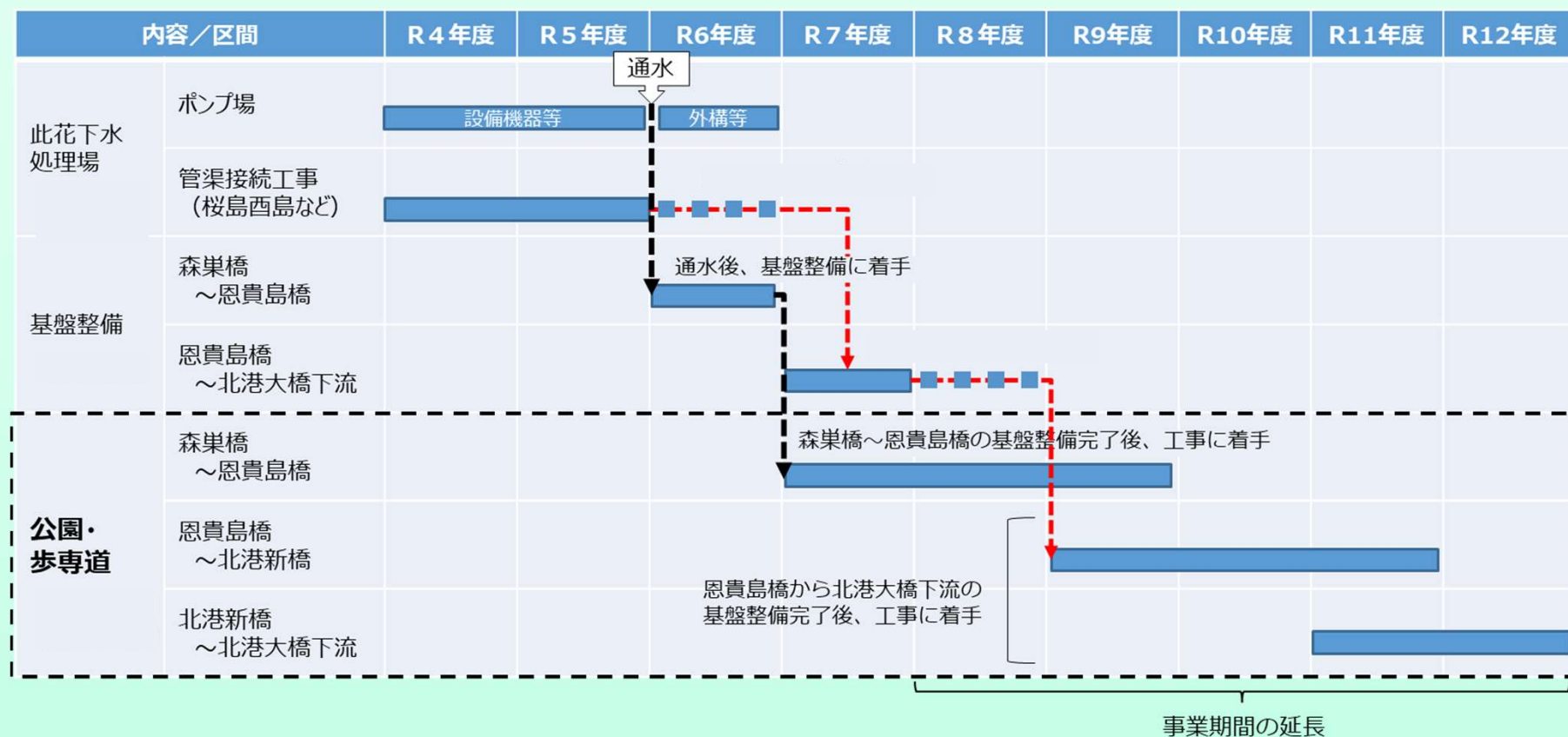
2 事業内容

【関連事業等の整備・進捗状況】

◆事業の仕組み

- ・高速道路事業：阪神高速淀川河川左岸線の整備：阪神高速道路（株）
- ・河川事業：河川機能代替暗渠、締切堤・水門等整備：大阪府
- ・下水道事業：此花下水処理場・抽水所、暗渠の整備：大阪市
- ・公園事業：正蓮寺川公園の整備：大阪市
- ・街路事業：正蓮寺川歩行者専用道の整備：大阪市

◆スケジュール



3 事業の概況 （１）経過及びスケジュール

◆公園整備事業（正蓮寺川公園）

	事業開始時点 (平成14年度)	前回評価時点 (平成28年3月)	平成30年度	平成31年度	今回評価時点 (令和5年12月)
①経過及び完了 予定	事業採択年度 平成14 年度阪神高速道路の完了 後速やかに着手	事業採択年度 平成14年度 着工予定年度 平成28年度 完了予定年度 令和7年度	都市計画変更	事業認可変更	事業採択年度 平成14年度 着工年度 平成28年度 完了予定年度 令和12年度
②事業規模	18.8ha (都市計画区域)	18.8ha (都市計画区域)	18.3ha	17.7ha	17.7ha (事業認可区域)
うち 完了分	—	0.0ha	—	—	6.05ha
進捗率	—	0.0%	—	—	34.1%
③全体事業費	6,714百万円	6,714百万円	—	7,127百万円	7,127百万円
うち既 投資額	—	2,114百万円	—	—	2,778百万円
進捗率	—	31.4%	—	—	38.9%

3 事業の概況 （１）経過及びスケジュール

◆街路事業（正蓮寺川歩行者専用道）

	事業開始時点 (平成15年度)	前回評価時点 (平成28年3月)	平成30年度	平成31年度	今回評価時点 (令和5年12月)
①経過及び 完了予定	事業採択年度 平成15年度 着工予定年度 平成20年度 完了予定年度 平成26年度	事業採択年度 平成15年度 着工予定年度 平成28年度 完了予定年度 令和7年度	都市計画変更	事業認可変更	事業採択年度 平成15年度 着工年度 平成28年度 完了予定年度 令和12年度
②事業規模	道路整備：2,660m	道路整備：2,660m	2,790m	2,790m	道路整備：2,790m
うち 完了分	—	道路整備：0m	—	—	道路整備：956m
進捗率	—	0.0%	—	—	34.2%
③全体事業費	2,291百万円	2,291百万円	—	—	2,248百万円
うち 既投資額	—	1,429百万円	—	—	1,581百万円
進捗率	—	62.3%	—	—	70.3%

3 事業の概況 事業計画の変更

◆ 事業期間延伸及び事業費増額の変更

・ 事業期間の延伸について

前回再評価時(H28.3)に事業認可期間である令和7年度末を完成時期としていたが、基盤整備の最新計画では、森巢橋から恩貴島橋間の基盤整備が令和6年度中に完成予定であり、公園及び歩専道の整備は令和7年度からの着手予定となっている。

恩貴島橋から下流部についても、基盤整備が完了した区間から順次着手していくこととし、令和12年度末まで事業期間を延伸する。(P8スケジュール参照)



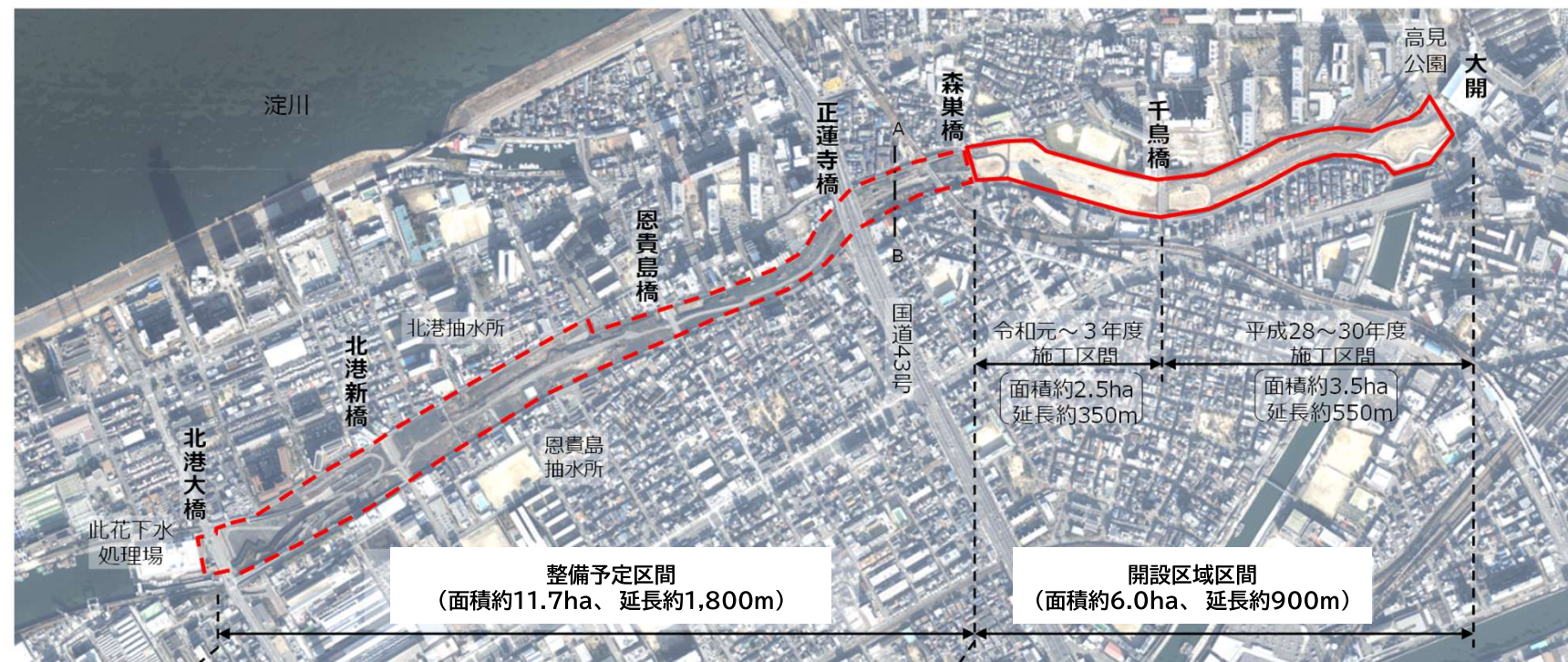
・ 事業費の増額について

単位: 百万円

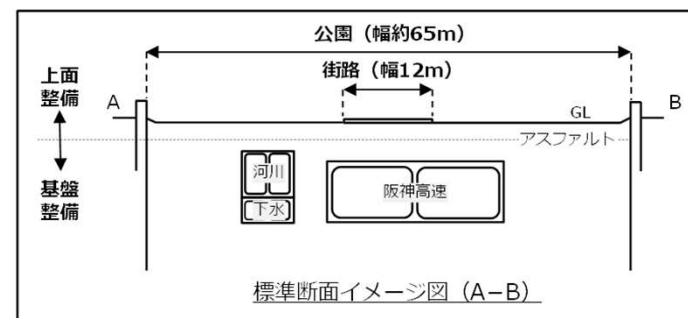
増減項目	前回評価 (事業費)	今後の見通し (事業費)	増減額	増減理由
工事費 (公園整備事業)	6,714	7,127	+413	・正蓮寺川公園と交差する正蓮寺川の各橋梁について、橋梁構造から盛土構造に変更したことによる増加
工事費 (街路事業)	2,291	2,248	-43	・整備実績をもとにした事業費精査による減
計	9,005	9,375	+370	

3 事業の概況 事業進捗（事業規模）

○公園及び歩行者専用道の整備状況



概略工事手順



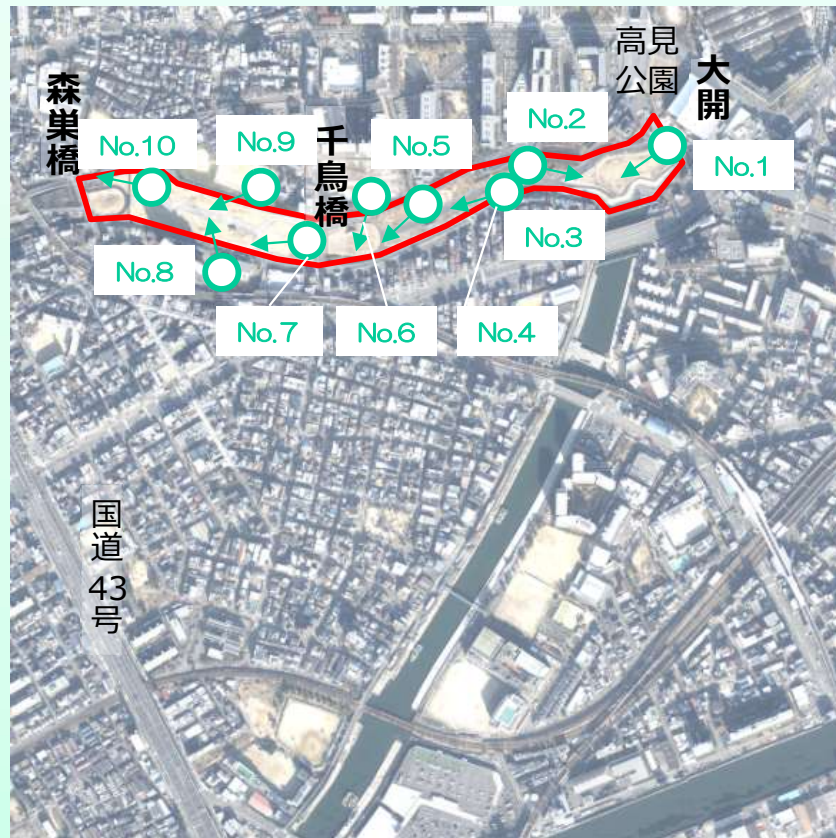
用地取得率
:約100%(面積ベース)

工事進捗率
公園事業:約34%(面積ベース)
街路事業:約34%(延長ベース)

事業費ベース進捗率
公園事業:約39%
街路事業:約70%

3 事業の概況 事業進捗（事業規模）

【現況図（開設済区域）】

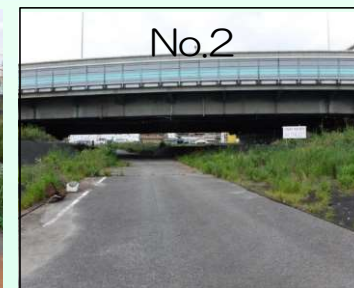


3 事業の概況 事業進捗（事業規模）

【現況図（未整備区域）】



森栄橋～正蓮寺橋



正蓮寺橋～恩貴島橋



北港新橋～北港大橋

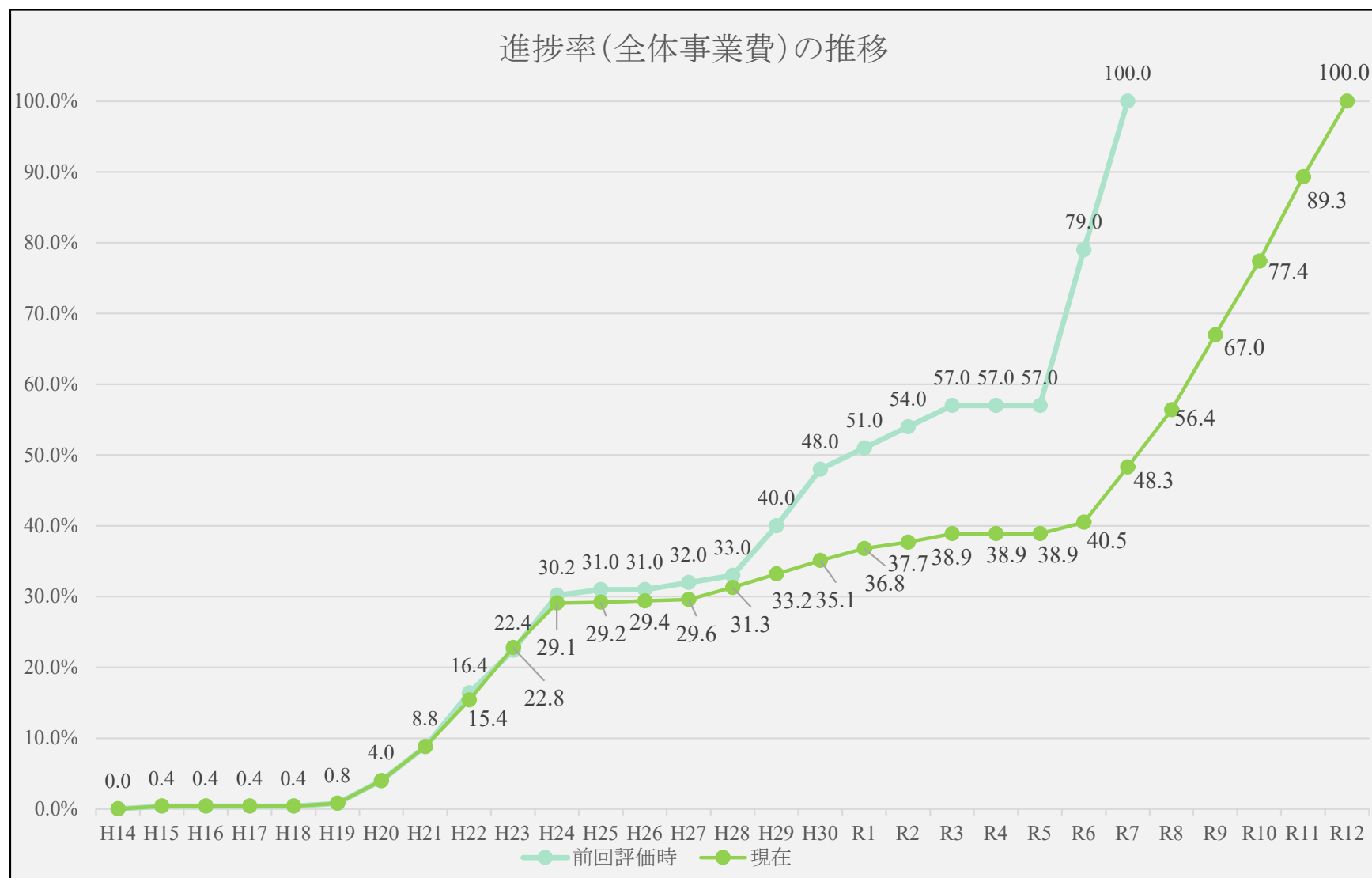


恩貴島橋～北港新橋



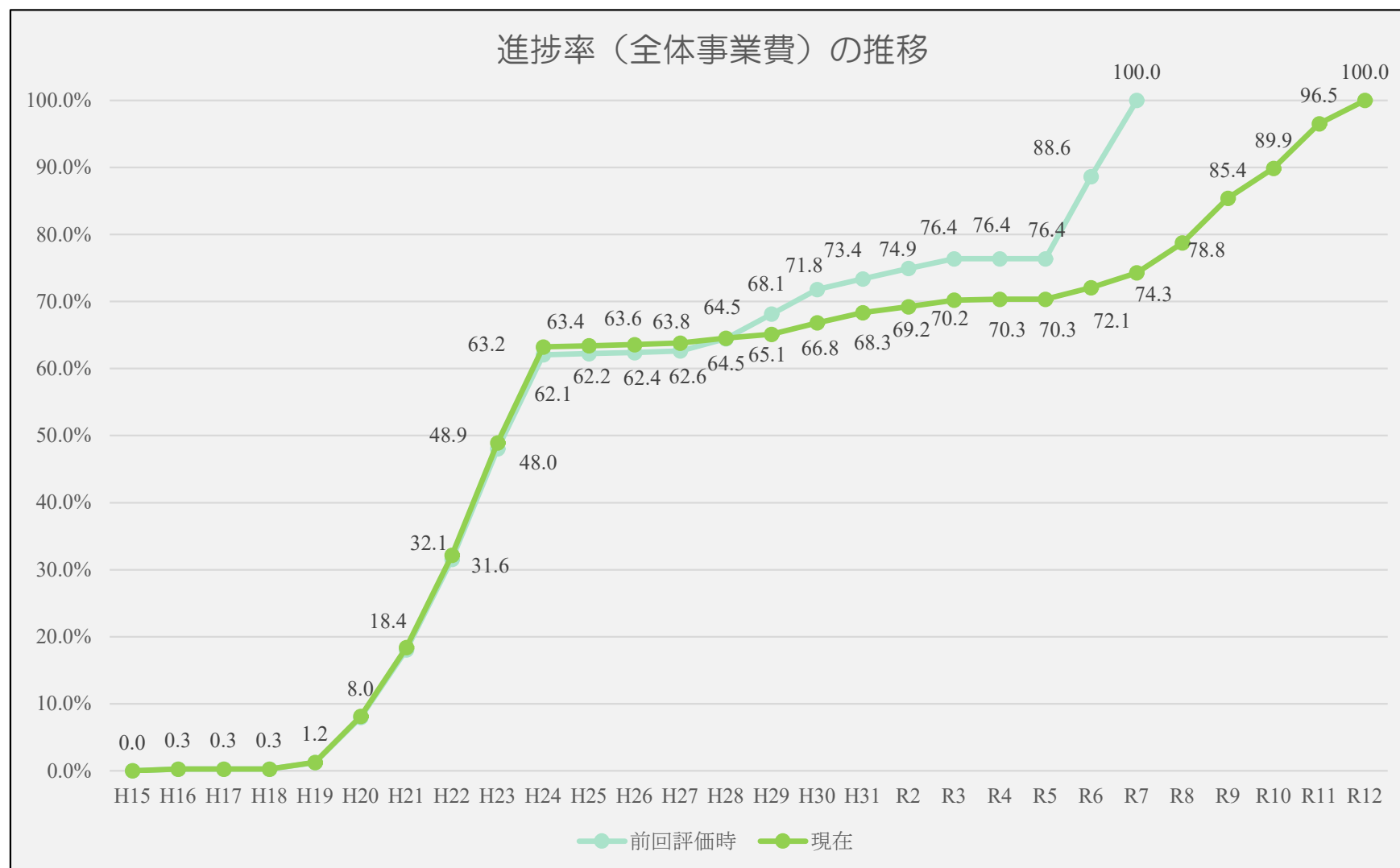
3 事業の概況 事業費進捗率（全体事業費）

◆公園整備事業（正蓮寺川公園）



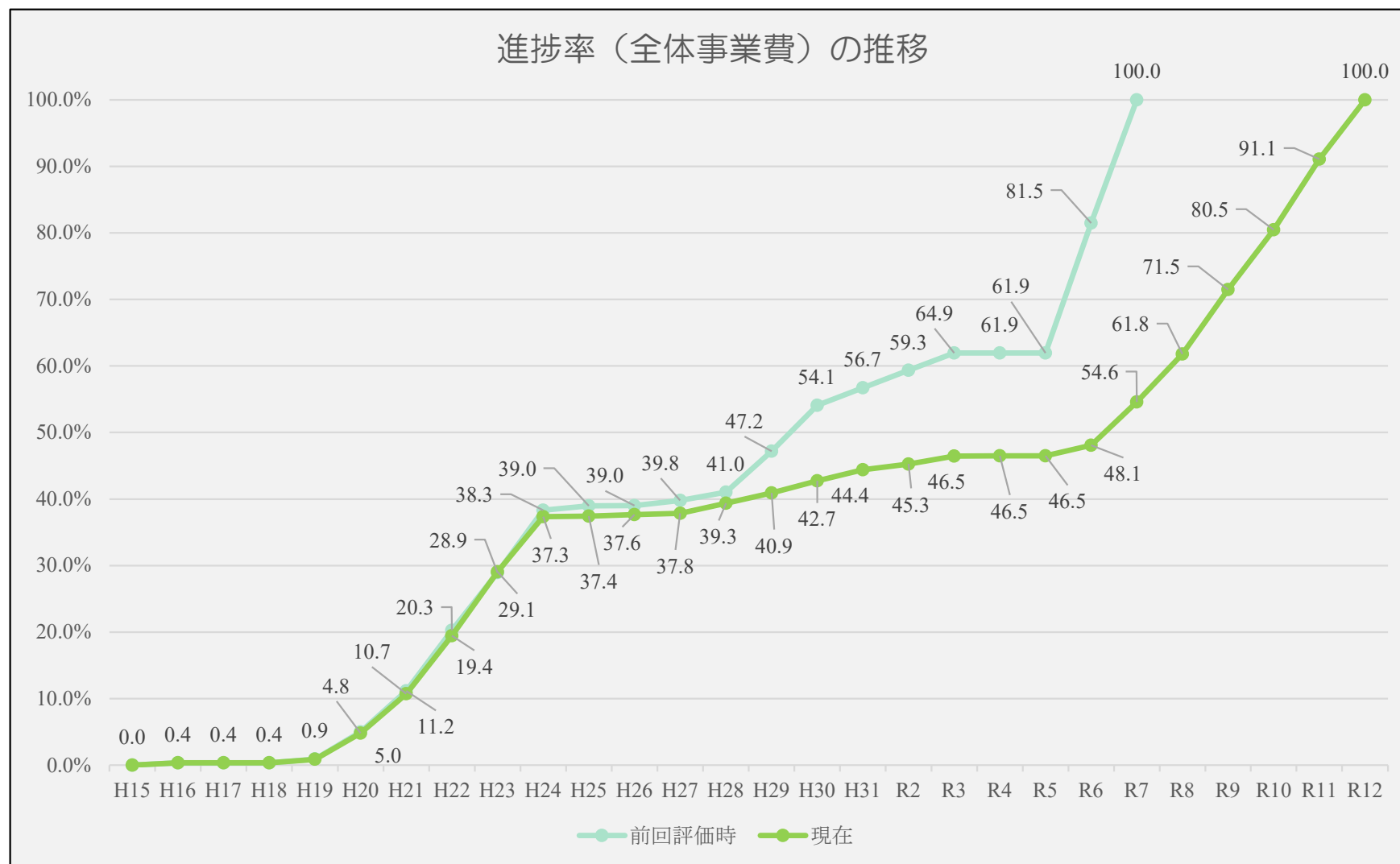
3 事業の概況 事業費進捗率（全体事業費）

◆街路事業（正蓮寺川歩行者専用道）



3 事業の概況 事業費進捗率（全体事業費）

◆街路事業+公園整備事業



4 事業の必要性の視点 (1) 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化

◆事業を取り巻く現状

- ・ 本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として進めているため、下水道事業を始めとした関連事業と連携して事業進捗を図る必要がある。
- ・ 本事業は、以前は国の社会資本整備総合交付金にて実施していたが、R6年度以降はまちなかウォークابل推進事業により実施予定。

4 事業の必要性の視点 (2) 事業の投資効果

◆定量的効果の具体的な内容

[効果項目]

- ①直接的利用価値（直接的に公園を利用することによって生じる価値）
健康増進、レクリエーションの場の提供、教育の場の提供など
- ②間接的利用価値（間接的に公園を利用することによって生じる価値）
季節感を享受できる景観の提供、火災延焼防止・遅延、二酸化炭素の吸収など

[受益者]

市民（大阪市内の全世帯）

◆費用便益分析

[算出方法]

■総便益額（B）

「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析マニュアル」（国土交通省）に基づき便益を計上

■総費用（C）

正蓮寺川を覆蓋化し、その上部空間を利用して公園と歩行者専用道を整備する。公園整備事業と歩行者専用道整備事業にかかる建設費を計上。

[分析結果]

- ・費用便益比 $B/C=4.96$ （総便益：73,290百万円、総費用：14,784百万円）

4 事業の必要性の視点 (2) 事業の投資効果

◆定性的効果の具体的な内容 [効果項目・受益者]

[効果項目]

①レクリエーション空間の提供

休養、散策、スポーツなどの日常的な余暇活動、人と人のふれあいの場を提供

②都市の防災性の向上

広域避難場所である高見地区へのアクセス性の向上

③アクセス性の向上

歩行者導線の南北方向の往来の実現

④うるおいのある都市景観の形成

人々の心にやすらぎを提供し、季節感を演出するとともに、うるおいあるまちなみの形成に寄与

⑤都市環境の改善

- ・ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化と酸素の供給、騒音の防止や防塵など
- ・河川の汚濁などに伴う環境悪化の改善

⑥地域コミュニティの育成、地域やまちづくり全体に対する愛着の醸成に貢献

[受益者]

市民

【参考】 整備完了区間（森栄橋～千鳥橋）における整備効果確認のアンケート調査で、
「景観がいい」と回答した割合が増加（整備前25%⇒整備後73%）
「地域間の移動がしやすい」と回答した割合も増加（整備前15%⇒整備後54%）

4 事業の必要性の視点 【参考】費用便益分析の概要（費用便益分析算定手法説明）

1. 費用便益分析の基本的な考え方（大規模公園費用対効果分析手法マニュアル）

- ・費用便益分析は、総費用に対する総便益の比率を評価尺度とする。
- ・費用は、公園整備費および維持管理費を計測する。
- ・便益は、本マニュアルでは以下の2つの価値を計測する
 - 「直接利用価値」＝健康促進やレクリエーションの場や教育の場の提供など直接的に公園を利用することによって生じる価値
 - 「間接利用価値」＝都市の環境や景観の保全、都市防災など間接的に公園を利用することによって生じる価値

2. 計測の前提条件

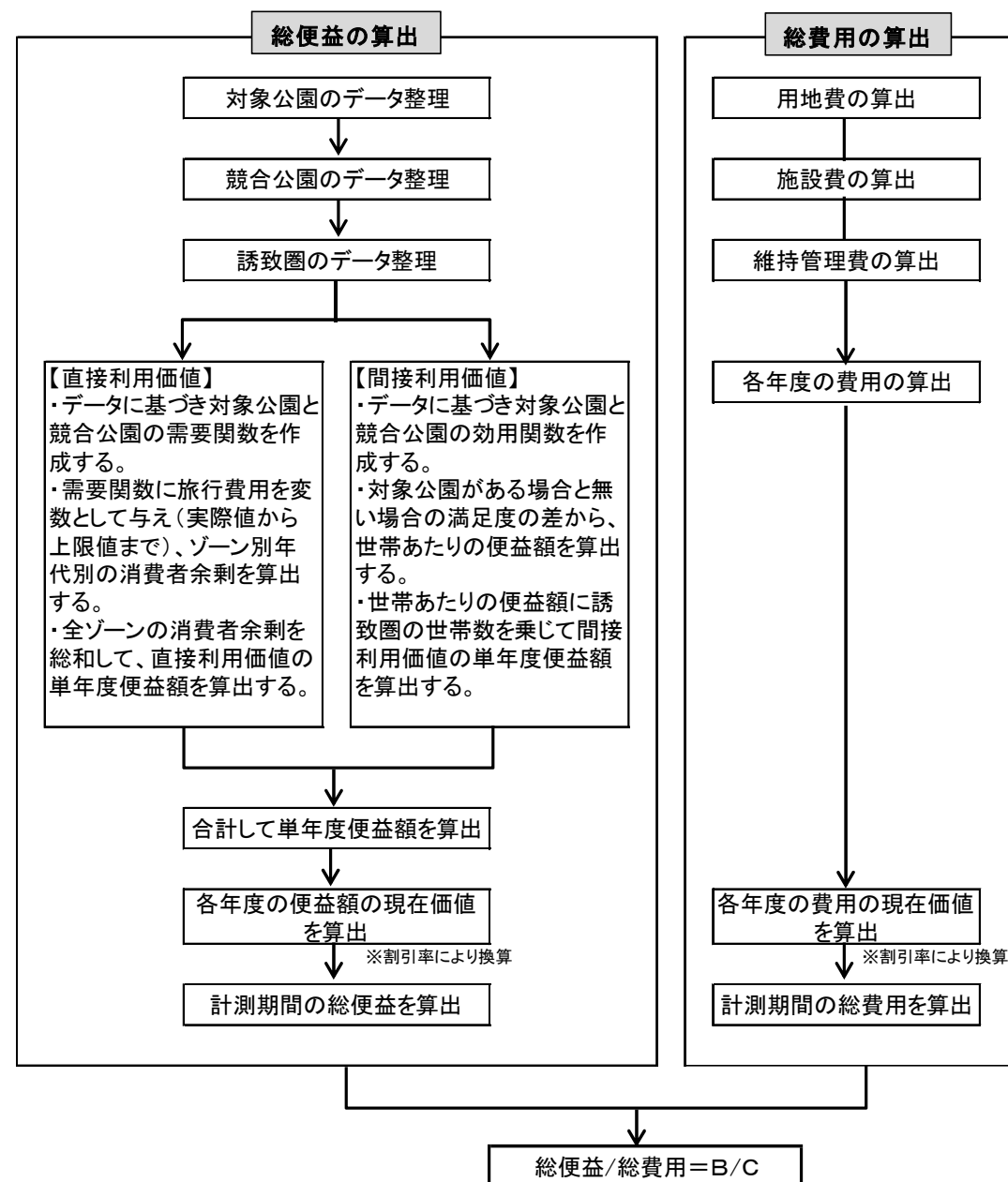
- ・計測された費用及び便益の金額は、現在の価値に換算する。このため、割引率（マニュアルでは4%）を用いて換算する。
- ・公園整備による価値の計測手法は、以下2つの手法による。
 - 「旅行費用法」：需要推計モデルを基に、公園までの旅行費用（運賃＋時間価値）を利用して消費者余剰を推計することで、公園の直接利用価値を計測する。
 - 「効用関数法」：公園整備を実施した場合としなかった場合の周辺世帯の望ましさ（効用）の違いを算出し、公園の間接利用価値を計測する。

3. 費用(C)の算定

公園の整備費は施設費と用地とする
維持管理費については、直近年度の大阪市営公園の維持管理にかかる決算額から、1㎡当たりの維持管理費を算出し、これを用いる。

4 便益(B)の算定

- ①直接利用価値の計測方針
マニュアルより、公園までの旅行費用を利用し、公園整備の価値を貨幣価値で算出する。（旅行費用法）
以下に基づく需要推計モデルを用い、誘致圏内の利用者の消費者余剰の総和を算出し、直接利用価値とする。
- ・分析対象公園の検討ゾーンの設定
分析対象公園を利用すると考えられる圏域を設定する
 - ・競合公園の抽出
検討対象ゾーン内の人々が、対象公園以外に利用すると考えられる公園を抽出する
 - ・公園関連データの整理
対象公園、競合公園の公園整備の内容、地域特性に応じて世代別に需要を導出する。
- ②間接利用価値の計測方針
マニュアルより、公園整備を行った場合と行わなかった場合の周辺世帯の満足度の差額から、個々の世帯の便益額を算出する。（効用関数法）
以下に基づき周辺世帯の支払い意思額の総和を算出し、間接利用価値を計測する。
- ・公園の整備内容の違いの考慮は最小限とする。
 - ・公園の価値は世帯ベースで計測する。
 - ・対象公園からの距離に応じた世帯満足度を推計する効用関数を用いて、周辺世帯の支払い意思額の総和を算出し、間接利用価値を計測する。



5. 費用便益比(B/C)の算出

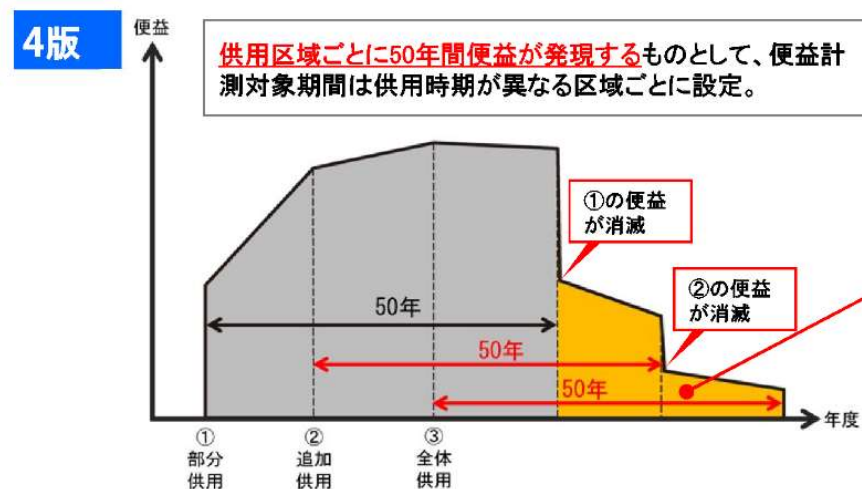
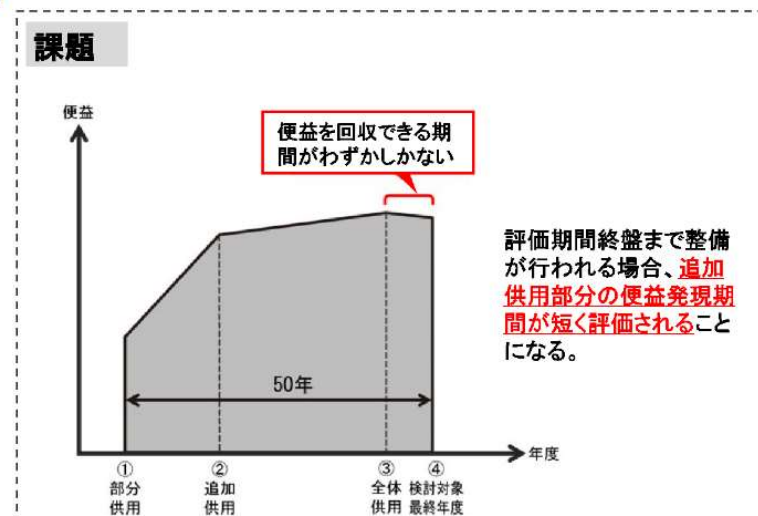
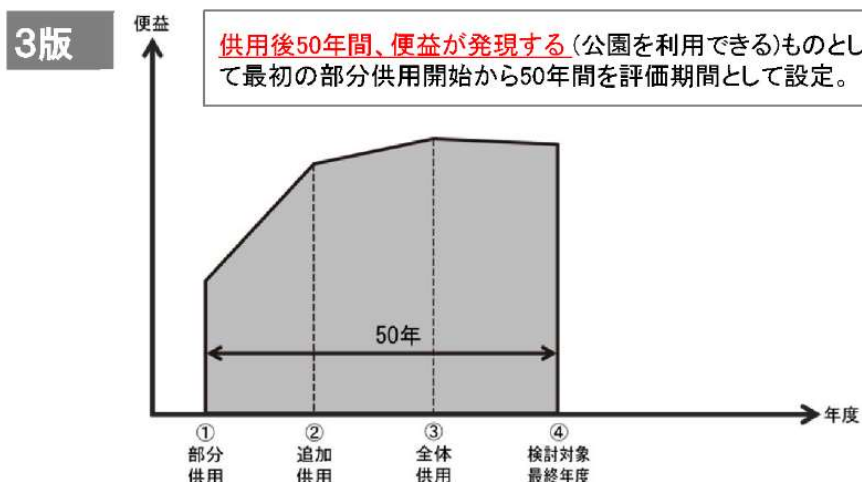
$$\text{費用便益比} = (\text{総便益の現在価値}) \div (\text{総費用の現在価値})$$

4 事業の必要性の視点 【参考】費用便益分析の概要（費用便益分析算定手法説明）

大規模公園費用対効果分析手法マニュアル(第4版:平成30年8月一部改訂)における
主な改訂事項について

便益は供用区域ごとに50年間発現するものとし、事業後期の整備による便益も適正に計測できるようになった。

便益計測のイメージ ※供用区域が3区域ある場合を例にして示す。



追加供用分の便益も50年間計上するため、事業後期の整備による便益が適正に計測できるようになった。

4 事業の必要性の視点 【参考】費用便益分析の概要（費用便益の算定）

1. 便益算定時の設定条件

競合公園	次の条件を満たす14公園を競合公園に設定した。 ・現在供用中の面積約10ha以上の公園 ・広域的な利用が見込まれる大規模公園 ・誘致圏からの利用が見込まれる公園 ※大阪市全域とした。
プロジェクトライフ	令和4（2022）年から令和62（2080）年までの59年間
誘致圏	大阪市内全域

2. 評価対象公園データ

部分供用開始年度	2022年度
全体供用開始年度	2031年度
公園種別	総合公園
公園面積	約17.7ha
整備費：用地費	3,362百万円
整備費：施設費	6,014百万円
整備費：計	9,376百万円
維持管理費	1,170円／m ²



3. 便益の算定

直接利用価値	間接利用価値（環境）	間接利用価値（防災）	合計
44,439	50,201	71,447	166,087

4. 費用便益分析結果（単位：百万円）

総便益算定		総費用算定		
便益合計	費用合計	用地費	施設費	維持管理費
166,087	3,362	6,014	10,352	19,728
× 割引率		× 割引率		
便益の現在価値	費用の現在価値			総費用
73,290	用地費 機会費用	施設費	維持管理費	総費用
	5,439	5,479	3,866	14,784

注：誘致距離が概ね10km程度（全国調査において総合公園は10km圏で累積利用率がおおよそ86.9%となる）で、かつ交通インフラ及び情報インフラが十分に整備されている地域として大阪市内全域を誘致圏と設定した。

総便益／総費用 = 73,290 / 14,784 = 4.96

4 事業の必要性の視点 (3) 事業の必要性の評価：「A～C」

- ◆ 大阪市此花区の正蓮寺川周辺においては、国道43号と河川により地域が分断されており、安全で快適な日常生活を送るために必要不可欠である緑地やアメニティー性の高いオープンスペースが不足していることから、六軒家川との分岐付近から北港大橋下流部までの河川区域を公園として整備するとともに、歩行者ネットワーク形成に資する歩行者専用道を整備することの必要性は高い。
- ◆ 正蓮寺川周辺地域には、広域避難場所と位置付けられている高見地区があるなど、定量的な便益に換算していない効果も有しており、本事業の必要性は高い。
- ◆ なお、本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として他事業と連携し、関連事業の進捗に併せて事業実施を進める必要がある。
- ◆ 費用便益分析の結果、費用を上回る便益を確認できる。



事業の必要性の評価：A～C

A～C：投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している
D：投資効果はあるが、社会経済情勢等の変化に対しても適合していない
E：投資効果がない

5 事業の実現見通しの視点 (1) 事業内容の変更

◆事業が長期化している理由 (P8,12スケジュール参照)

◆前回再評価時(H28.3)に事業認可期間である令和7年度末を完成時期としていたが、基盤整備の最新計画では、森巣橋から恩貴島橋間の基盤整備が令和6年度中に完成予定であり、公園及び歩専道の整備は令和7年度からの着手予定となっている。

◆恩貴島橋から下流部についても、基盤整備が完了した区間から順次着手していくこととし、令和12年度末まで事業期間を延伸する。(P8,12スケジュール参照)

5 事業の実現見通しの視点 (2) 事業の実現見通しの評価 : 「A」

- ◆ 本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として進めているため、関連事業と連携して事業進捗を図る必要がある。
- ◆ 平成27年度より本格整備に入り、令和4年度末時点で公園事業の整備率は34.1%、街路事業の整備率は34.2%である。
- ◆ 本事業は、R6年度以降はまちなかウォークアブル推進事業での予算確保の見込みがあるため、事業の見通しが高くなった。
- ◆ 引き続き、関連事業の工事進捗を勘案しながら、着実な事業実施を進め、正蓮寺川総合整備事業全体の完成目途である令和12年度末の事業完了の実現性が高い。



事業の実現見通しの評価 : A

A : 完了時期の実現可能性が高い
B : 完了時期の見通しあり
C : 一定の進捗は見込まれる

6 事業の優先度の視点の評価：「B」

◆重点化の考え方

・本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、関連事業と連携して事業進捗を図る必要があるため、着実に事業を進める必要がある。

・本事業については、『新・大阪市緑の基本計画』（平成25年策定）において基本方針①（だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの基盤”を構築する）において、「災害に強い都市空間の創出」「人と自然が共生する都市環境の創出」に位置付けられている。また、基本方針②（みどりを市内及び周辺につなげていく”みどりのネットワーク”を構築する）においては、「みちみどりのネットワークの形成」に位置づけられている。

・また、『大阪市地域防災計画』（平成27年策定）大阪市地域アクションプランVer.2.1（令和4年6月最新）において、一時避難場所として指定されており、地域防災アクションプランNo.12において「避難施設の確保及び防災空間の整備」に位置づけられている。

◆事業が遅れることによる影響等

・市民サービスとして、緑豊かなオープンスペースを早期に提供できない。また、広域避難場所である高見地区へのアクセスルートを早期に提供できないことから防災機能の発揮が遅れるため、事業が遅れることによる影響が大きい。



事業の優先度の視点の評価：B

A：影響が極めて大きい

D：影響が極めて小さい

B：影響が大きい

E：影響なし

C：影響が小さい

8 対応方針（案）：事業継続：「A」

◆対応方針（案）の選択理由

- ・本事業は正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、関連事業と連携して事業進捗を図る必要がある。
 - ・よって、関連事業の進捗を勘案しながら、着実に事業実施に努め、令和12年度末の事業完了を目指す。
 - ・令和4年度末時点で公園事業の整備率は34.1%、街路事業の整備率は34.2%であり、かつ、ウォークابل推進事業での予算の確保が可能となり、事業の見通しが立ったため、事業完了の実現性が高い。
 - ・市民サービスの提供の遅れや広域避難場所へのアクセスルートの確保の遅れなど事業が遅れることの影響が大きい。
- ◆これらのことから、引き続き、事業を進めていく必要がある。

事業継続：A

- 【事業継続：A】 完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
【事業継続：B】（Aより優先度は劣るものの）予算の範囲内で着実に継続実施するもの
【事業継続：C】（A、Bより優先度が劣り）限定的な実施にとどまるもの
【事業休止：D】 複数年にわたって予算の執行を行わないもの
【事業中止：E】 事業を中止するもの

9 今後の取組方針（案）

本事業については、正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、市民サービスの提供や防災機能の発揮などの観点から必要性の高い事業であることから、引き続き関連事業の工事進捗を勘案しながら、令和12年度末までの事業完了に向け、重点的に実施する。